

質問回答書

令和3年10月11日
府中市地域振興課

名称：指定管理者の公募について（府中市文化センター）

番号	質問事項	回答事項
1	要項 P.2 (4) 指定管理者導入に関する市の考え 数値目標において①大ホールでの自主事業（興行） 6回とありますが、P.4 記載の「現指定管理者の自主事業」ではホールを使った自主事業が少ないようにお見受けしますが、必ずしもホールを使った自主事業でなくてもよいという認識でよろしいでしょうか？	募集要項のとおりです。
2	要項 P.3 ウ 自主事業による収入 地域文化の振興に繋がる魅力ある自主事業を期待します。（内容により行政財産目的外使用申請等が必要です） とありますが、どのような自主事業の場合目的外使用申請が必要になるのでしょうか？具体的にご教示ください。	指定管理者が行おうとする自主事業の内容が施設の設置目的の範囲外である場合は、行政財産目的外使用申請等が必要となります。
3	要項 P.4 (2) 指定管理の支出として見込まれるもの ア 人件費	応募者の提案事項となりますので、業務の範囲に応じた適正な人員配置の計画を立案してください。

	現状の人員体制についてご提示ください。	
4	要項 P.4 (2) 指定管理の支出として見込まれるもの ウ 施設維持管理費 施設管理費、清掃費、設備機器管理費等の内訳をお示し下さい。	施設維持管理費等は、現行の指定管理者の経営手法になりますので、ここで提示することは控えさせていただきます。業務内容については、仕様書の別紙1のとおりです。
5	仕様書 P.2 8 業務内容 ①職員の雇用等に関すること イ 文化センターの施設及び設備（音響、照明等）の使用について知識や技術を有する者を雇用しとありますが、直接雇用の必要がありませんでしょうか？場合によっては外部委託とすることは認められますか？	仕様書のとおりです。
6	減免団体はありますか？	府中市文化センター設置及び管理条例第9条のとおりです。 (利用料金の減免) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用料金（冷暖房利用料金を除く。ただし、第2号に該当する場合にあっては、この限りでない。）を減免することができる。 (1) 市が公用又は公共用に利用するとき 免除 (2) 指定管理者が主催し、又は共催する行事に使用するとき 免除 (3) 国、県その他の公共団体が公用又は公共用に利用

		<p>するとき 半額</p> <p>(4) 市長が文化振興、社会福祉、学校教育又は社会教育に資する事業と認めたとき 半額又は免除</p>
7	<p>自主事業実施の際は減免もしくは免除となりますか？</p>	<p>府中市文化センター設置及び管理条例第9条のとおりです。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用料金（冷暖房利用料金を除く。ただし、第2号に該当する場合にあっては、この限りでない。）を減免することができる。</p> <p>(1) 市が公用又は公共用に利用するとき 免除</p> <p>(2) 指定管理者が主催し、又は共催する行事に使用するとき 免除</p> <p>(3) 国、県その他の公共団体が公用又は公共用に利用するとき 半額</p> <p>(4) 市長が文化振興、社会福祉、学校教育又は社会教育に資する事業と認めたとき 半額又は免除</p>
8	<p>要項 P.1 (2) イ 施設の改修について平成28年度の大規模改修の主な実施内容について、その対象を可能な限り詳細に開示ください。</p>	<p>大ホール：座席を一部取替え（定員1400人→1030人）</p> <p>1階：展示室、ロビー、管理事務室を改修</p> <p>2階：多目的ホール、ロビーラウンジを改修</p> <p>3階：会議室を改修</p>
9	<p>要項 P.2 3 コロナ禍による補填状況等について令和元年及び令和2年のコロナ禍において、指定</p>	<p>令和2年度、公共施設の安定的な管理運営を図るため、感染症予防対策に配慮しながら公共施設の管理運営業務</p>

	管理料を別途増額するなどして、補填その他の保護策を実施した実績はありますか？ある場合、その内容を開示ください。	を継続する指定管理者に対し支援金を支給しました。
1 0	要項 P.4 3 ウ 現指定管理者の自主事業について 現在の指定管理者が実施してきた自主事業を過去3年分、その内容、集客、収支について開示ください。	自主事業の詳細については、現指定管理者のノウハウ等にあたります。主な自主事業の内容については、別表のとおりです。
1 1	要項 P.4 3 ウ 現指定管理者の自主事業について 現指定管理者自主事業、「月いち演奏ライブ」の演奏者について、過去実績を開示ください。	演奏者は、箏曲や大正琴、オーケストラなど主に地元府中市で活動されている文化団体です。府中市民及び団体の活動を積極的に支援し、地域文化の向上を目指して開催されています。
1 2	要項 P.7 10 選定審査の実施 選定審査会の委員のメンバー構成、人数、属性等について開示ください。	内部委員3名程度、外部委員2名程度を想定しています。
1 3	要項 P.8 11 (5) 責任分担について 責任分担に関し、「不可抗力」および「著しい需要の変動」に関するリスクはどちらの負担となりますか。	仕様書 P.5 「13 業務を実施するに当たっての注意事項」に記載のとおり、損害状況の確認を行った上で、市と指定管理者との協議により決定します。 また、著しい需要の変動に関するリスクについても、両方で協議することとします。
1 4	仕様書 P.2 4 開館時間 午前9時から午後10時は、常時開館しているのでしょうか。それとも夜間利用がない際には閉館	仕様書のとおり、閉館は午後10時です。

	時間を早めているのでしょうか。	
15	仕様書 P.2 5 休館日について 年末年始の休館日以外に、休館した実績があれば、過去5年分にわたり開示ください。(日数、目的等)	改修工事による臨時休館とコロナ感染拡大防止による臨時休館となります。
16	仕様書 P.4 9 (1) ② 「年間の運営は予算の各費目の金額以内で執行すること。ただし、本市との協議のうえ年度末に流用ができることとする。」とありますが、指定管理者制度導入後、費目流用した実績、その理由について開示ください。	運営については、現指定管理者のノウハウ等にあたりますのでお示しできません。
17	仕様書 P.5 15 公共施設予約システムの導入に伴い、見込む経費がありましたら開示ください。	全庁的なシステム導入を考えており、市で設置予定です。
18	債務負担行為は設定しますか。	設定します。
19	現在の指定管理者が、外部に委託している業務名、委託金額、委託先について開示ください。	第三者に委託する業務は、専門的な知識及び技術を求められるもの、または専門の業者に行わせることで効率的かつ確実な業務の実施が期待できるものです。各応募者が、ノウハウに基づき提案する内容です。よって、現行の指定管理者の経営手法になりますので、ここで提示することは控えさせていただきます。
20	夜間区分に利用が入る頻度についてその実績を過去5年分開示ください。	夜間区分の利用頻度について、以下のとおりです。 なお、(夜間区分の利用日数/開館日数)で表していま

	(例：平成 30 年度、市民会館、開館日数 300 日 中夜間利用有は 150 日...等)	す。 平成 28 年度：68.8% 平成 29 年度：71.6% 平成 30 年度：69.9% 令和元年度：68.3% 令和 2 年度：63.5%
2 1	提案する指定管理料の基準額の積算根拠を開示ください。	当市が設定している指定管理料上限額については、現在の指定管理料と実績及び計画等から金額の妥当性を判断したものです。
2 2	情報公開に関し、応募において提出する書類の多くは、競争上の優位性を左右する可能性が高いものです。開示に先立ち、情報公開条例の趣旨にのっとり意見聴取の場がきちんと与えられますか。	競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断するものについては、非公開とします。なお、公開にあたっては、事前に意見聴取の場を設定します。
2 3	現在 Wi-Fi が使用可能な場所をご教示ください。	館内使用可能です。